

第十三回 国会水産委員会議録 第一

昭和二十七年六月一十日(金曜日)午後
二時四分開会

出席者は左の通り。

本會司理事長

委員
千田 桜浦一君
正君

卷之三

調達序

事務高則

三

卷之三

九
西

水産庁漁政部
漁政課長 家治清一君

本日の会議に付した事件

○農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

法律案に関する件

全保障条約に基き封鎖する合衆国軍
隊に水面を使用させるための漁船の
操業制限等に関する法律案（内閣提
出・衆議院送付）

○委員長（木下辰雄君） 只今から委員
会を開会いたします。

先づ農林漁業組合再建整備法の一部
を改正する法律案を議題に供します。
提案者から提案の理由を御説明願いま
す。

○衆議院議員（鈴木善幸君） 農林漁業
組合再建整備法の一部を改正する法律
案の趣旨を御説明申上げます。

御承知のように前国会におきまして

見合つた増資をやらなければならない。ということに相成るわけであります。言葉を換えますと、再建整備をしなければならないような組合が五ヵ年間に増資をして、数千万円に及ぶようなら、製氷、冷凍施設をみずから増資によつて取得しなければならない。こういうよろんな結果に相成るのであります。そうしますとこの再建整備法の趣旨が非常に組合には重圧になる。こういう結果に相成るとと思うのであります。そこで只今提案いたしましたように改正を加えまして、返済期間の到来していないものに相当する金額を計算

おられます。そうして固定資産が約十五億であります。それに対しまして自己資本といふものは四億五千万円しかないと、こういう状況であります。それで再建築の建前の第一点は、その固定資産プラス欠損金、それから現在の小さい自己資本を引いたその残りと、うものを増資をするという建前になつております。その要増資額といふのが全体で見ますと約十八億、この十八億を五年間で増資することによって連なり単位組合の内容を固めて行うこと、こういう考え方であります。そこでこの自己資本の増資額十八億といふ

分も五年間でやつてしまふ」と「五
になれば更に三千二百万円」というも
はをプラスして行く、つまり五千五百
円まで増資しなければならない。約
倍半増資を強化しなければならない
いうことになる。単位組合で言いま
と、大体総平均二百七十万円の五年
の要増資額がそれにプラス一千四百
円増資しなければならないことにな
る。約五倍の増資をやらなければな
いということになる。でそれは現
の状況からしますと相当漁連にして
単位組合にしても非常に負担がきつ
といふことであり、「それからそりゃう

二十九年九月上奏御批道本處所種之茶多

り御説明になりましたように、このときは製氷、冷凍といふものを、その法律のできるときは考慮の中に入つていなかつた。そこでその法律をそのまま考えた場合は、この製氷、冷凍は借入金をやりつておりますからして、五年間で追加された増資をしなければならない。言い換えればこの十八億に対して約二十億というものが、その借入金に見合うものまで増資をしない。こういうことに法律をそのまま解釈すればなるわけであります。そうなると一体どういうことになるか。つまり単位組合なり漁連なりは五年間に對して全体の計画より何倍増資を強めなければならぬかということになりますと、今製氷、冷凍の決定しました組合だけについて考えますと、連合会におきましては平均二千三百万円の増資

資期限の問題と矛盾して来る。製水、冷凍の融資期限は只今鈴木先生がおつしやいましたように十五年でまあ返せばいいということになつておる。再建築整備法を純法律的に窺詰めて行きますと、五年間でそれに見合ひ増資をしなければならんのであるから、言い換へばいいのをすれば五年で返せということを意味することになる。十五年で返せばいいのをちらでは五年で返せということを意味する。片方においてはその五倍なり一倍半なりを強化することは無理だ。こういう事柄からしまして、そういうの点は、それができれば協同組合の強化からしてできることに越したことはないのですが、できにくい点がある。

う建て方で第四条を書いた次第でござります。

○委員長(木下辰雄君) 何か御質問がありませんか別に質問がないようありますから、極めて簡単な法律でありますので、この際お詫びいたしますが、討論を省いて直ちに採決に入りたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは直ちに採決をいたします。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。〔賛成者挙手〕

○委員長(木下辰雄君) 総員賛成であります。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

それから例によりまして、委員長の本議における報告は委員長に御願いを願いたいと思います。賛成者は御署名を願います。

多數賛成者署名

松浦 清一 千田 正
秋山俊一郎 藤野 鉄雄

○委員長(木下辰雄君) 政府委員がお見えになつておりますので、次の法案はあとに譲りまして、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、これは本委員会には付託になつております。見を求めると思います。先づその修正の点について修正者の代表として松田君から一応御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(松田鐵雄君) 衆議院の

水産委員会といたしましてこれを修正した理由を一応説明申上げます。

私どもは戦時にこの水産業協同組合法を無理矢理に制定されたこと承知しておるのであります。現在の水産業界に対してもこれが適正であるかどうかということに対してもまだ大きな議論が残されております。

故に近い将来に全面的にこれに対する改正をしたいという考え方を衆議院の水産委員会では持つておるのであります。

ところで今回参議院において議決され、私ども衆議院のほうに回付された協同組合法一部改正の法律案であります、私たち衆議院において結論として生まれた問題は、論議された問題は、今全国的な全漁連を作ることに対しては我々は決してやぶさかでない、それに対して賛成するものであります。併し果して経済的にすべてのもの、すべての事柄を行なつて行こうといふことに対するものではないかというが、我々の結論であります。以上の理由から行きまして、八十七条第三項、四項、五項、七項というものに対する農林大臣の認可をすることによって行き過ぎな行為を是正したい、かように考えたのがこの法律案の改正をした理由であります。

○委員長(木下辰雄君) ちょっとと御相談いたしますが、水産協同組合法の一部改正に対する修正案は、只今松田君の御説明の通りであります。全国

を地区とする漁業協同組合法の本旨とすべきだと思います。故に私は衆議院から回付されましたこの修正案に対しては反対の意を表明します。

○秋山俊一郎君 水産厅当局にお尋ねいたしますが、海なし県等においてこの水産業協同組合あるいはその連合会の組織のない所がございますが、若しそういう県があるとすれば何県と何県ですか。お知らせ願います。

○委員長(木下辰雄君) ちょっとと御相談いたしますが、水産協同組合法の一部改正に対する修正案は、只今松田君の御説明の通りであります。全国

を地区とする漁業協同組合法の本旨とすべきだと思います。故に私は衆議院から回付されましたこの修正案に対しては反対の意を表明します。

○秋山俊一郎君 水産厅当局にお尋ねいたしますが、海なし県等においてこの水産業協同組合あるいはその連合会の組織のない所がございますが、若しそういう県があるとすれば何県と何県ですか。お知らせ願います。

○委員長(木下辰雄君) ちょっとと御相談いたしますが、水産協同組合法の一部改正に対する修正案は、只今松田君の御説明の通りであります。全国

を地区とする漁業協同組合法の本旨とすべきだと思います。故に私は衆議院から回付されましたこの修正案に対しては反対の意を表明します。

○秋山俊一郎君 水産厅当局にお尋ねいたしますが、海なし県等においてこの水産業協同組合あるいはその連合会の組織のない所がございますが、若しそういう県があるとすれば何県と何県ですか。お知らせ願います。

○委員長(木下辰雄君) ちょっとと御相談いたしますが、水産協同組合法の一部改正に対する修正案は、只今松田君の御説明の通りであります。全国

を地区とする漁業協同組合あるいはその連合会の組織のない所がございますが、若しそういう県があるとすれば何県と何県ですか。お知らせ願います。

府県でもいやしくも漁業協同組合のあるところであれば、その一部を残してそれだけです。

○秋山俊一郎君 それは眞漁連のない全国地区ではないといふ説明がありますが、参考院としてこの修正を吞むか否まんかとどうかということに対してもまだ大きな議論が残されております。

○千田正君 およそ協同組合なるものの精神はすでに各位とも御承知の通りと思います。而もこの修正案なるものは、協同組合の、恐らく理論的な問題から見ても如何なる点から見ても、た協同組合法一部改正の法律案であります。私が衆議院において結論として生まれた問題は、論議された問題は、今全国的な全漁連を作ることに対しては我々は決してやぶさかでない、それに対して賛成するものであります。併し果して経済的にすべてのもの、すべての事柄を行なつて行こうといふことに対するものではないかというが、我々の結論であります。以上の理由から行きまして、八十七条第三項、四項、五項、七項というものに対する農林大臣の認可をすることによって行き過ぎな行為を是正したい、かように考えたのがこの法律案の改正をした理由であります。

○松浦清一君 衆議院の修正案の八十一条の第二項の「全国を地区とする連合会」と、その「全国を地区とする連合会」を一つ御説明を願いたいと思います。法制局のほうでも水産厅で更に施行した官僚統制というような方面に走つておるよう在我ら見れば見受けられますので、協同組合の精神を活かす意味からいつてもこれは絶対反対すべきである。殊に漁業協同組合に限つてかかる措置を講じなければなりません。併し果して経済的にすべてのもの、すべての事柄を行なつて行こうといふことに対するものではないかというが、我々の結論であります。この法律案の改正をした理由を我々は見出すわけには参りません。故に我々としては参議院の會つて全会一致を以て通りましたところの漁業協同組合法を以て我々の本旨とすべきだと思います。故に私は衆議院から回付されましたこの修正案に対しては反対の意を表明します。

○秋山俊一郎君 单協は大体あるんだです。

○松浦清一君 目頭委員長から、若し

全国の連合会を組織する場合に、先ほ

ど説明のありました奈良県とか山梨県、栃木県、群馬県等の協同組合の存

在しない県が入らないと、まあ入りませんが、そうすると全国ではないと、そうすると単協が全国連合会の組織構成の単位と認められるということになると、結局全部のものが入らなければこの法律は適用されない、こう簡単に結論していいわけですか、一県でも抜ければ全国ではない、こういう意味な

ことの意義がどうだといふように了解してよろしくござりますか……。この場

合会 全国を地区とする」ということは、結

論思ひます。法制局のほうでも水産厅で

更に施行した官僚統制というような方

面に走つておるよう在我ら見れば見受けられますので、協同組合の精神を活かす意味からいつてもこれは絶対反対すべきである。殊に漁業協同組合に限つてかかる措置を講じなければなりません。併し果して経済的にすべてのもの、すべての事柄を行なつて行こうといふことに対するものではないかというが、我々の結論であります。この法律案の改正をした理由を我々は見出すわけには参りません。故に我々としては参議院の會つて全会一致を以て通りましたところの漁業協同組合法を以て我々の本旨とすべきだと思います。故に私は衆議院から回付されましたこの修正案に対しては反対の意を表明します。

○秋山俊一郎君 单協は大体あるんだです。

○松浦清一君 その定款として地区を

木県ありません、群馬県ありません、

それが入らなければ、その一部を残してそれだけです。

○秋山俊一郎君 それは眞漁連のない全国地区ではないといふ説明がありますが、参考院としてこの修正を吞むか否まんかとどうかということについて一つ御意見を御発表願いたいと思います。

○千田正君 およそ協同組合なるものの精神はすでに各位とも御承知の通りと思います。而もこの修正案なるものは、協同組合の、恐らく理論的な問題から見ても如何なる点から見ても、た協同組合法一部改正の法律案であります。私が衆議院において結論として生まれた問題は、論議された問題は、今全国的な全漁連を作ることに対しては我々は決してやぶさかでない、それに対して賛成するものであります。併し果して経済的にすべてのもの、すべての事柄を行なつて行こうといふことに対するものではないかというが、我々の結論であります。この法律案の改正をした理由を我々は見出すわけには参りません。故に我々としては参議院の會つて全会一致を以て通りましたところの漁業協同組合法を以て我々の本旨とすべきだと思います。故に私は衆議院から回付されましたこの修正案に対しては反対の意を表明します。

○秋山俊一郎君 单協は大体あるんだです。

○松浦清一君 目頭委員長から、若し

全国の連合会を組織する場合に、先ほ

ど説明のありました奈良県とか山梨

県、栃木県、群馬県等の協同組合の存

在しない県が入らないと、まあ入りませ

んが、そうすると全国ではないと、

そうすると単協が全国連合会の組織構成の単位と認められるということになると、結局全部のものが入らなければ

この法律は適用されない、こう簡単に結論していいわけですか、一県でも抜ければ全国ではない、こういう意味な

ことの意義がどうだといふように了解してよろしくござりますか……。この場

合会 全国を地区とする」ということは、結

論思ひます。法制局のほうでも水産厅で

更に施行した官僚統制というような方

面に走つておるよう在我ら見れば見受けられますので、協同組合の精神を活かす意味からいつてもこれは絶対反対すべきである。殊に漁業協同組合に限つてかかる措置を講じなければ

ならないという理由を我々は見出すわけには参りません。故に我々としては参議院の會つて全会一致を以て通りましたところの漁業協同組合法を以て我々の本旨とすべきだと思います。故に私は衆議院から回付されましたこの修正案に対しては反対の意を表明します。

○秋山俊一郎君 单協は大体あるんだです。

○松浦清一君 目頭委員長から、若し

全国の連合会を組織する場合に、先ほ

ど説明のありました奈良県とか山梨

県、栃木県、群馬県等の協同組合の存

在しない県が入らないと、まあ入りませ

んが、そうすると全国ではないと、

そうすると単協が全国連合会の組織構成の単位と認められるということになると、結局全部のものが入らなければ

この法律は適用されない、こう簡単に結論していいわけですか、一県でも抜ければ全国ではない、こういう意味な

ことの意義がどうだといふように了解してよろしくござりますか……。この場

合会 全国を地区とする」ということは、結

論思ひます。法制局のほうでも水産厅で

更に施行した官僚統制というような方

というものができたとすれば、それは全国の組織でない、こういうわけですね。

九州は連合会ができてまとまつたと、それから例えばの話ですが、北海道連合会ができるとまとまつたと、そうすると本州だけ抜けて、北海道連合会と九州連合会が一諸になつたと、これは全国連合会とみなすわけですか。

という趣旨から行くならば、必ずしも固執せんでも、殆んど全国の連合会に近いものであつて、而も認可許可の監督を受けないでできるような組織ができるのではないか。これを逆に又千田委員の言われるように理想を持つて実き通して行つて、両院協議会でまとまらずにこれが流れてしまうということになると、当分これは実現性がなくななるという危険も包蔵しているようと思われるのです。そういう点から考えますといふと、強いて全國を入れなくても組合の機能は発揮されるというような意味合いからいつて、むしろ急速にこれを実現せしむるほうがいいんじやないか。そうするとこの際まあ一応それを呑んで、衆議院の修正意見を呑んでこれを成立さす。併しながらこれが両院協議会において十分成算ありといふことになれば、これはもうそのほうがいいが、若しそこで流れるような危険でもあるならば、むしろ流すよりはこれを通したほうがいいんじやないかと、かように私は考えます。

のは、各連合会長各位の再々の陳情請願によつて提案したのであります。で、只今千田委員が言われるように、ここに丁度お見えになつておりますからして、代表者がこの委員会において一言代表意見をお述べを願つたら大変都合がいいと思いますが、休憩にしますか、或いは懇談会にしますか。

〔懇談にしたほうがいいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) それでは暫らくの間懇談会に移ります。

午後二時四十九分懇談会に移る

午後三時五十四分懇談会を終る

○委員長(木下辰雄君) 懇談会を閉じまして委員会を開いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安保全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題に供します。前回に引き続いて質問をお願いいたします。

○秋山俊一郎君 只今の問題であります。が、前回から数回に亘りまして水産庁及び大蔵省御当局に質問をいたしておりますが、未だ我々の納得の行くような御回答を得ませんので、この審議が継続されておるわけであります。が、過般も質問を続けておりますところのこの「通常生ずべき損失」という損害額の算定をする算定方式とでもいいますか、そういうものが単に日本国だけのものでなく駐留軍の方面からも比率を以て出て来るという関係もあり、いろいろ複雑な点があるというお話をあ

補償に充てる額が九十二億円程度である、そういうものを一応押えておるために算式というものもまだ決定をしないといふような御回答があつたのであります。我々いたしましては、操業を制限する等によりまして漁業者に損害を与えて来る、その損害を補償するのであるから、先ず以てどれだけの損害の補償をするか、どういうものに対してはどれだけの損害を補償するかといたる基準が一応きつた上で、それを累算した額が出て来にやならん。それが逆に予算を押えておつてそれに割当てるような算式を作りますといふと、その補償といふものは極めて妥当性のないものができて来る虞れもありますので、私は先ず妥当なる算式といふものを一応きめて頂いて、そしてそれによつて大体どれくらいの損害が予想されるかということから総体の金額を見積めて頂きたい。現在では九十二億となつておるかも知れませんが、そういうことによつて若し不足するならば補正予算その他においてこれを補つて行くし、大体不足しないならこれは何も質問はありませんが、そいつた順序によつてやつて行かなければ、横に持つて行くと補償が補償にならなかつて、そういうふうに大体損害額の「通常生ずべき損失」というものの算定式を至急にきめて頂いて、水産当局と十分折衝されて早急にきめて頂いて、そうして妥当なる方式をお示し願いたい。で、これを私どもは審議しておる過程においてこの算式を出して

らつてこの法案を審議することが最も必要であり好ましいのであります。が、先ほど来しばくお尋ねをしまして、も、なか／＼そ／＼今急いでおるが急速にはむずかしいといら御答弁であります。併しむずかしいということは、要するにそういうふうな逆算をするためにはむずかしいのではないか、妥当なる線、どこから見てもこの程度の算式で行くならばいいのじやないかといふとあります。併しむずかしくないと思ひますが、その点について大蔵当局は我々の意圖を汲んで処置されるよ／＼御意思があるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

約の協定等によつて、そういう細かい算定でなしに、大体大きな額を積りよつてああいうものはできてきてる。どううと我々は想像しますが、従つてこれが非常に大きな数字である。それがたために著しい不足を来たすようなことがあるならば、補償が補償にならない要するにそういうふうな日本の防衛をするために一部漁業者の犠牲ばかり重圧かかるということは、これは我々としてもこの法案を審議する上に非常に責任があることである。そういうとからこの妥当な額を出すという点については九十二億に遙に無二かじつつかないで、そこに弹性を持つた措置を講じてもらいたいということが我としては望ましいわけであります。

○秋山俊一郎君 しばらく本問題についておきましたが、今後処置をとらねばならない点が二、三あります。と申しますのは、この法律によつて漁船の制限ということになつておりますが、漁船以外の場合の損失といふようなことも我々をしてもらわねばならん点が二、三あります。と申しますのは十分考慮して、この法律には明記したことになつておりますが、いろいろの問題、漁船ではないけれども、漁業に非常な制約を受けるといったような問題が生するところの、直接でなく、いわゆる漁船ではないけれども、漁業に非常な制約を受けるといったような問題が生じます。こういう問題につきましては政府は速かに適当な処置を講じ、それらの損害を補償する制度を作つてもらうということ、それから「通常生すべき損失」という問題につきましても速かに算定基準を作りまして、妥当なる補償の標準を速かに作つて、この法律の実効を図られたい、この二点を希望いたしますとして本案に賛成いたしました。

その範囲で損害の補償をやろうと言ふのですから、実害に対する全額が補償されることはもうこの法律を作るときから明らかである。こういう物の考え方は、国全体の責任の建前からいつて好ましいことではないので、この法律案に対して私は賛成をいたしますが、将来この種の損害補償、つまり国防に関連する損害補償の点については、先ず最初にその損害の度合と損害の実体と、いうものをきめて行つて、その損害の全体に対しても国全体が補償する、こういう逆の建前で一つやつてほし、こういうことを申上げて、この法律に対して賛成をいたします。

○委員長(木下辰雄君) 御意見は尽きるに及ばずあります。それでは採決をいたしません。本案に賛成のかたの御掌手をお願いします。

〔賛成者掌手〕

○委員長(木下辰雄君) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の報告等は委員長に御一任願いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないことを認めます。

さよう決定いたします。

それでは例の多数意見者の御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

松浦 清一 千田 正
秋山俊一郎 藤野 繁雄

○委員長(木下辰雄君) 本日はこれで散会いたします。

午後四時十二分散会

算定に当つては、農林漁業組合は、当該固定資産の取得又は拡充のためにした借入金（借入期間が一年をこえるものについては、数回にわたつて定期に返済する契約のあるものに限る。）の残額で返済期限の到来していないものに相当する金額を差し引くことができる。

第九条、第十二条第一号、第十三条第二号及び第十四条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年十月十二日印刷

昭和二十七年十月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局